

## 浜松市リハビリテーション病院徴収事務委託要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市病院事業会計規程(昭和43年浜松市規程第3号)第21条の2の規定に基づき、浜松市リハビリテーション病院の公金の徴収事務(以下「徴収事務」という。)の委託に関して必要な事項を定めるものとする。

### (公金)

第2条 徴収事務で扱う公金は、浜松市病院事業の設置等に関する条例(昭和48年浜松市条例第16号)第4条に定める料金(以下「公金」という。)とする。

### (徴収事務の範囲)

第3条 徴収事務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公金の収入調定
- (2) 公金の納入の通知
- (3) 公金の収納
- (4) 納期限内に納付されなかった公金の回収

### (現金による徴収事務)

第4条 現金による徴収事務を行う場合は、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 徴収事務受託者(以下「受託者」という。)は、調定簿(様式1-1)により調定し、納入に対し、金額等を医療費請求領収書(様式2-1)、介護サービス等利用料請求書(様式2-2)又は請求書(様式2-4)にて通知しなければならない。
- (2) 受託者が公金を徴収する時は、医療費請求領収書(様式2-1)、介護サービス等利用料請求書(様式2-2)又は請求書(様式2-4)の記載内容に不備のないことを確認し、公金を確実に受領してから、医療費請求領収書(様式2-1)、介護サービス等利用料領収書(様式2-3)又は領収書(様式2-5)に領収印を押印し、納入に交付しなければならない。
- (3) 受託者が徴収した公金は、午前と午後の業務終了時に金額を確認し、収納金日計簿(様式3)に記録しなければならない。
- (4) 受託者は、徴収した公金を納付書(様式4)により、速やかに委託者が指定する収納取扱金融機関に払い込まなければならない。
- (5) 徴収事務に必要なつり銭資金は、受託者が用意しなければならない。

### (現金による公金の取扱い)

第5条 受託者は、現金による公金の取扱いについては、細心の注意を払い、私金と区別して取扱わなければならない。

2 受託者は、現金による公金の管理については十分に留意し、業務終了時は金庫にて施錠保管しなければならない。

3 受託者は、現金による公金の盗難等事故があった場合は、直ちに委託者へ連絡し指示を受けなければならない。

(口座振込又は口座振替による徴収事務)

第6条 口座振込又は口座振替による徴収事務を行う場合は、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 受託者は、調定簿(様式1-1、様式1-2)により調定し、納人に対し、金額等を医療費請求領収書(様式2-1)、介護サービス等利用料請求書(様式2-2)、各保険者等が指定する請求書若しくは電子データ又は請求書(様式2-4)にて遅滞なく通知しなければならない。

(2) 受託者が公金を徴収する時は、医療費請求領収書(様式2-1)、介護サービス利用料請求書(様式2-2)、各保険者等が指定する請求書又は請求書(様式2-4)の記載内容に不備のないことを確認し、公金を確実に受領してから、納人の求めにより、医療費請求領収書(様式2-1)、介護サービス等利用料領収書(様式2-3)又は領収書(様式2-5)に領収印を押印し、交付することができる。

(3) 公金の払込先の金融機関は、委託者が指定する出納取扱金融機関又は受託者が指定する金融機関とする。

(4) 公金が受託者の指定する金融機関に入金された場合、受託者は、公金を収納金日計簿(様式3)に記録し、速やかに委託者が指定する収納取扱金融機関に払い込まなければならない。

(5) 公金が委託者の指定する出納取扱金融機関に入金された場合、委託者は、出納取扱金融機関から受領した納入済通知書及び出納日計表の写しを受託者に送付し、受託者はそれらの書類を基に収納金日計簿(様式3)を作成しなければならない。

(その他の方法による徴収事務)

第7条 受託者が、前条による徴収事務を行う場合において、納人が地方自治法第231条の2第6項による納付方法を申し出た時は、公金を指定代理納付者に納付させることができる。

2 納人が交通事故の被害者で、加害者の加入する保険会社から公金の支払の申し出があった場合は、受託者は、納人に代わって当該保険会社から公金を受領することができる。

なお、受託者は、納人の同意書による同意があれば、同意書で指定する納人の情報を当該保険会社に提供することができる。

3 受託者は、前2項の規定により徴収事務を行う場合は、前条の規定に準拠して行わなければならない。

(関係書類の提出)

第8条 受託者は、調定簿、収納金日計簿及び収納金日計簿の月次集計の各写しを翌月15日までに委託者へ送付しなければならない。

(納期限内に納付されなかった公金の回収)

第9条 公金が納期限内に納入されなかった場合は、次の各号に定める方法により取扱わなければならない。

- (1) 受託者は、納期限内に納付されなかった公金を適正に管理し、効率的な事務処理を行うために、特別な理由がない限り納期限内に公金を納付しなかった納人(以下「債務者」という。)の氏名・住所、未納となっている公金の名称及び金額等を記載した台帳を作成・整備しなければならない。
- (2) 債務者から特別な理由なく納期限から一定期間の支払い又は連絡等がない場合は、受託者は債務者に対して債務者名、未納となっている公金の金額、納期限及び支払方法等を記載した催告書を送付しなければならない。
- (3) 受託者は、催告書の納期限内に債務者から支払い又は連絡等がない場合は、可能な限り債務者に電話連絡又は自宅訪問等で催告しなければならない。
- (4) 受託者は、納人から公金の分割納付の申し出があった場合は、納人から公金の内訳、支払日及び支払方法等を記載した誓約書を受領しなければならない。
- (5) 受託者は、毎月末時点の債務者の一覧表を翌月20日までに委託者に提出しなければならない。

(徴収事務受託者の表示)

第10条 受託者は、徴収事務受託者である旨を見やすい方法で掲示しなければならない。

(秘密の保持及び帳票類の取扱い)

第11条 業務の処理において知り得た個人情報、委託者の承諾なくして方法の如何にかかわらず複製、複写してはならない。

- 2 業務に係る個人情報のデータ管理等について、その保管場所、方法等について万全の注意を払わなければならない。
- 3 振込による徴収事務における電子データの取扱いについては、厚生労働省の「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」を遵守しなければならない。

(検査等)

第12条 委託者が検査及び調査の必要があると認めた場合、速やかにこれに応じ、検査等へ協力しなければならない。

- 2 委託者は、必要があると認めたときは、受託者に対し、徴収事務について指示し、又は報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、その都度、委託者が受託者に指示するものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



様式 1 - 2

調 定 簿 ( 保 険 者 等 )

収益計上区分						税区分	
区 分	区 分 計	科 目	項	目	節	課 税	非課税
入 院		医業収益					
		入院収益					
		入院収益					
		社保					
		国保					
		労災					
		公災等					
		医業外収益					
		その他医業外収益					
		その他医業外収益					
		手数料					
外 来		医業収益					
		外来収益					
		外来収益					
		社保					
		国保					
		労災					
		ﾌﾞﾙｰﾊﾞｰﾄﾞ					
		公災等					
		その他医業収益					
		公衆衛生活動収益					
		医療相談収益					
		その他医業収益					
		文書料					
		医業外収益					
		その他医業外収益					
		その他医業外収益					
		手数料					
介 護		訪問リハビリテーション					
		通所リハビリテーション					

様式 2 - 1

〒438-8511 浜松市中区和合北一丁目6番1号 TEL( ) - (代表)  
 浜松市リハビリテーション病院 徴収事務受託者

医療費請求領収書

患者番号 \_\_\_\_\_ 患者氏名 \_\_\_\_\_ 様 発行年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 (領収印)  
 発行No. \_\_\_\_\_  
 請求期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日 保険 \_\_\_\_\_  
 診療科 \_\_\_\_\_ 病棟 \_\_\_\_\_ 負担率 \_\_\_\_\_ % 領収印の無いものは無効

項目												
保険適用												
保険適用外												
項目												
保険適用												
保険適用外												
自費												

保険証は月に一度総合受付にご提示ください。

保険自己負担額	保険適用外合計	一部負担金	<b>合計請求額</b>

(注)この領収書は、高額療養費申請、確定申告他申請時に必要となりますので、大切に保管してください。また、領収書の再発行はいたしません。

様式 2 - 2

介護サービス等利用料請求書

(住所)    (氏名) _____ 様	請求書	発行日	年 月 日
	請求期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	保険	要介護度	
	保険者番号	単位数	単価
	被保険者番号	負担率	
	サービス		
利用者	(氏名) _____ 様 (ID: _____)		

内容	単価	数量	金額	備考

事業者名	事業所番号	振込先	消費税
	浜松市リハビリテーション病院	振込先:	円
備考	433-8511 浜松市中区和合北一丁目6番1号	口座番号:	ご請求金額
	TEL - - FAX - -	口座名:	円
	課税対象額: _____ 円	提供日	
	医療費控除対象額: _____ 円		
	徴収事務受託者		

様式 2 - 3

介護サービス等利用料領収書

(住所)	
(氏名)	様

請 求 書	発 行 日	年 月 日
請 求 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
保 険 者 番 号	要 介 護 度	
被 保 険 者 番 号	単 位 数 単 価	
サ - ビ ス	負 担 率	
利 用 者	(氏名) 様 (ID: )	

内 容	単 価	数 量	金 額	備 考

事業 者 名	事業所番号	振 込 先
	浜松市リハビリテーション病院 433-8511 浜松市中区和合北一丁目6番1号 TEL - - FAX - -	振込先: 口座番号: 口座名:
備 考	課 税 対 象 額: 円	提 供 日
	医 療 費 控 除 対 象 額: 円	
	徴収事務受託者	

消 費 税	円
ご 請 求 金 額	円

領収印
-----



発行年月日  
発行No.

\_\_\_\_\_様

## 請 求 書

〒433-8511  
浜松市中区和合北1-6-1  
TEL - -  
浜松市リハビリテーション病院  
徴収事務受託者 ○○○

### 1. ご請求額

円 (税込)
--------

### 2. ご請求明細

項 目	単 価	数 量	金 額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合 計			円

### 3. お振込先

銀行名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義

振込手数料はご負担いただきますよう、お願い申し上げます。

様式 2 - 5

			No. _____
			年 月 日
領 収 書			
_____ 様			
			_____ 円
但し、			
			〒433-8511 浜松市中区和合北1-6-1 浜松市リハビリテーション病院 徴収事務受託者〇〇〇

様式 3

収納金日計簿

		現年度	過年度	合計	
入院収益	現金				
	振込				
	小計				
外来収益	現金				
	振込				
	小計				
室料差額収益	現金				
	振込				
	小計				
公衆衛生活動収益 (基本健診・予防接種等)	現金				
	振込				
	小計				
受託検査施設利用収益 (受託検査料・医療機器使用料)	現金				
	振込				
	小計				
その他医業収益	訪問リハビリ	現金			
		振込			
		小計			
	通所リハビリ	現金			
		振込			
		小計			
	文書料	現金			
		振込			
		小計			
	労災診断書料(非課税)				
	その他 (TV使用料等)	現金			
		振込			
小計					
その他医業外収益	その他(診療報酬に係る)				
	その他(上記以外)				
その他収入					
現金合計					
振込合計					
現金 + 振込合計					

備考	
----	--

様式 4

納付書兼領収書

											第 号	
(納人)												
年度 病院事業												
金額												
延滞金												
合計												
<p>ただし、</p> <p>上記の金額を納付します。</p>												
上記の金額を領収しました。											領収印	
出納取扱金融機関等												

浜松市リハビリテーション病院

領収済通知書

											第 号	
(納人)												
年度 病院事業												
金額												
延滞金												
合計												
<p>ただし、</p> <p>上記のとおり領収しましたから通知します。</p> <p>浜松市リハビリテーション病院 企業出納員様</p>												
浜松市病院事業											領収印	
出納取扱金融機関等												

浜松市リハビリテーション病院